

(予防接種) 集合契約システム利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 本規約は、公益社団法人国民健康保険中央会が提供する予防接種集合契約システム（以下「本システム」といいます。）の利用条件を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- 一 国保中央会 公益社団法人国民健康保険中央会を指す
- 二 国保連合会 国民健康保険団体連合会を指す
- 三 医療機関 病院、診療所及び集団接種会場並びに職域接種会場等の臨時接種時に一時的に設置される会場において実施される予防接種について、日本医師会または都道府県を代理人として市町村との間で予防接種に係る委託契約を締結している医療機関を指す
- 四 市町村 特別区及び広域連合を含む地方公共団体を指す
- 五 システム利用者 本システムを利用する市町村、都道府県、医療機関、郡市区等医師会、国保連合会及びその他本システム用アカウントを有する組織を指す
- 六 本システム用アカウント 本システムの利用に当たって国保中央会が本システムを通じてシステム利用者に発行するユーザーID及びパスワードを指す
- 七 システム操作者 本システム用アカウントを用いて実際に本システムを操作する職員等を指す

(本規約の適用)

第3条 本規約は、国保中央会及びシステム利用者に適用されるものとします。

(情報提供・通知)

第4条 本システムのシステム利用者に対する情報提供・通知等は、国保中央会の定める方法によって行うものとします。

2 前項に定める方法によって行われる情報提供・通知等は、国保中央会からの発信をもってその効力が生ずるものとします。

(本規約の変更)

第5条 国保中央会は、本規約の変更が、システム利用者の一般の利益に適合し、または変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであ

るときは、本規約を変更することができるものとします。

2 国保中央会は、本規約の変更を行うときは、変更の内容に照らして合理的かつ妥当な告知期間を設けた上で、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を掲載し公表するものとします。

(証跡ログの作成等及び統計調査・解析結果等の公表)

第6条 国保中央会は、統計調査・解析等のため本システムの利用に関する証跡ログを作成及び保管できるものとし、システム利用者は、これに同意するものとします。

2 国保中央会は、前項に掲げる統計調査・解析等を行った場合、当該統計調査・解析の結果について、厚生労働省に提供し、厚生労働省はその結果を公表することがあります。

(個人情報の取り扱い)

第7条 国保中央会は、本システムで管理される個人情報について、本システム提供の目的以外で利用しないものとし、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び「国民健康保険中央会個人情報の保護に関する規程」に基づいて、紛失・破壊・改ざん・漏えい等の危険から保護するために必要かつ合理的な安全管理措置を講じ、適切に取り扱うものとします。

2 国保中央会は、本システムの提供のために必要がなくなった個人情報に関して、国保中央会の責任の下で速やかに破棄するものとします。

3 システム利用者は、本システムの利用に際して知り得た個人情報について、本システム利用の目的以外で利用しないものとし、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、適切に取り扱うものとします。

(知的財産権)

第8条 国保中央会が、システム利用者に提供する一切のプログラム及びその他の著作物(本規約及び本システムに係る一切の文書を含む。以下同じ。)に関する特許権、商標権、著作権等の知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項の定めに従います。)は、国保中央会に帰属し、システム利用者に移転または帰属しないものとします。

2 システム利用者は、本システムの利用に際し、本システムに係る一切のプログラムまたはその他の著作物を次の各号のとおり取り扱うものとします。

- 一 本規約に反する目的で使用しないこと
- 二 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと
- 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡し、または担保の設定をしないこと

四 表示されている著作権表示若しくは商標表示を削除し、または変更しないこと

(再委託)

第9条 国保中央会は、本システムの提供に関する事務の全部または一部をシステム利用者の承諾なしに、第三者に委託することができるものとします。但し、第三者に事務を委託する場合、国保中央会は責任をもって当該委託先を管理するものとし、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

2 システム利用者は、本システムを用いた事務の全部または一部を、第三者に委託することができるものとします。但し、第三者に事務を委託する場合、システム利用者は責任をもって当該委託先を管理するものとし、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

(協議)

第10条 本規約の解釈について国保中央会とシステム利用者との間に疑義が生じた場合または本規約に定めのない事項が生じた場合には、両者が誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第11条 本規約に関する事項については、日本国法が適用されるものとします。

2 本システムの利用または本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 システム利用者の義務等

(本システムの利用開始)

第12条 システム利用者は、本規約の内容に同意の上、国保中央会が定める方法に従い本システムの利用を開始するものとします。

(アカウント発行)

第13条 システム利用者は、国保中央会が定める方法に従い本システム用アカウントを取得するものとします。

(アカウント管理)

第14条 システム利用者は、自らの管理責任の下で、本システム用アカウントを不正使用等されないよう管理するものとします。

2 システム利用者は、自らの管理責任の下で、システム操作者に対して本システムを利用

させるものとし、また、システム利用者は、システム操作者に対して本システム用アカウントを適切に管理させるものとし、

(本システム利用のための設備設定)

第15条 システム利用者は、本システムを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るすべてのものを含まず。）を自己の負担において準備するものとし、また、機器の準備に必要な手続きは、システム利用者が自己の責任で行うものとし、

2 本システムを利用するために必要な通信費用、その他本システムの利用に係る一切の費用は、システム利用者の負担とし、

(本システムの利用終了)

第16条 システム利用者は、本システムの利用を終了しようとするときは、国保中央会が定める方法に従い本システムの利用を終了するものとし、

(システム利用者の責任)

第17条 システム利用者は、本システムの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとし、

2 システム利用者は、本システムの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で国保中央会に損害を与えた場合、当該損害の賠償を行うものとし、

3 システム利用者は、システム操作者が本規約に反することが無いように監督責任を負うと共に、システム操作者の行為に対して一切の責任を負うものとし、

(禁止事項)

第18条 システム利用者は、本システムを利用するに当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとし、

- 一 集合契約締結に係る委任手続き等の目的以外で本システムを使用する行為
- 二 本システム上で管理されているデータを改ざんする行為またはその恐れがある行為
- 三 前号に掲げる行為以外に、他のシステム利用者の本システムの利用を妨害する行為またはその恐れがある行為
- 四 法令または本規約に違反する行為並びにその恐れがある行為
- 五 公序良俗に反する行為
- 六 本システムに対する不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
- 七 本システムの管理及び運営を妨害する行為またはその恐れがある行為

- 八 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを送信する行為
- 九 本システムを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
- 十 その他、本システムの運用に支障をきたし、または支障をきたす恐れがある行為

2 国保中央会は、本システムの利用に関して、システム利用者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に通知することなく、当該システム利用者に対して本システムの全部または一部の提供を一時停止し、または前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。但し、国保中央会は、システム利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

(利用規約に違反した場合の措置)

第19条 前条第1項に違反したシステム利用者は、国保中央会に対して、直ちにその行為の概要を報告するものとします。また、当該行為の詳細が判明したとき、システム利用者は、遅滞なく、国保中央会にこれを報告するものとします。

2 前条第1項に違反する行為があった場合、国保中央会は、当該行為を行ったシステム利用者に対して、その原因及び今後のシステム利用に当たっての対策等を内容に含む改善書を提出するよう求めることができます。また、国保中央会は、当該行為の概要及び当該システム利用者の名称を公表することができます。

3 システム利用者が、前条第1項に違反した日から所定の日数経過後も、当該違反を是正しない場合、国保中央会は、次の各号に定める措置を講ずることができます。

- 一 当該システム利用者に対する本システムの提供を一時的に停止すること
- 二 当該システム利用者に対する本システムの提供を停止すること

4 国保中央会は、本システムの適切な運営及び本システムの適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、システム利用者に対して、業務の実施の状況に関し必要な報告若しくは運用に関する記録その他の書類の提出を求め、または質問することができます。

第3章 国保中央会の義務等

(提供時間等)

第20条 国保中央会は、本システムを24時間365日稼働させるよう努めますが、稼働を保証するものではありません。

(本システムの変更)

第21条 国保中央会は、本システムの機能追加及び改善等を目的として、その裁量により本システムの一部の追加・変更を行うことがあります。なお、当該追加・変更によって、追加・変更前の本システム全ての機能・性能が維持されない場合があります。

(本システムの廃止)

第22条 国保中央会は、本システムの全部または重要な機能を廃止しようとするときは、90日前までに公表し、またはシステム利用者に通知することにより当該システムの全部または重要な機能を廃止することができるものとします。

(本システムの停止等)

第23条 国保中央会は、本システムを提供するための設備の定期的な保守を行う場合その他必要な場合には、システム利用者にあらかじめ通知した上で、本システムの全部または一部を一時的に停止することができるものとします。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、システム利用者にあらかじめ通知することなく、本システムの全部または一部を一時的に停止することができるものとします。

- 一 本システムを提供するための設備に緊急的な保守を行う必要がある場合
- 二 火災、停電または地震、水害その他の天災地変、または戦争、暴動若しくは労働争議等により、本システムの全部または一部の提供が不能または困難となった場合
- 三 本システムの提供に必要な電気通信サービスを提供する電気通信事業者が、当該サービスの提供を中断し、または中止した場合
- 四 前各号に掲げるもののほか、技術上または運営上の理由により、国保中央会が必要であると判断した場合

(法令等による情報開示)

第24条 国保中央会は、裁判所その他法的な権限のある官公庁の命令等により本システムに関する情報（システム利用者が登録したデータを含みます。）の開示または提出を求められた場合、当該命令等に従い情報の開示または提出をすることができるものとし、システム利用者は、当該開示及び提出に対して異議を述べないものとします。

(免責)

第25条 国保中央会は、本システムに関してシステム利用者に損害が生じた場合であっても、当該事由について国保中央会に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任を負わないものとします。

2 前項の責任を負う場合であっても、国保中央会の賠償責任の範囲は、現実に発生した直接かつ通常の損害に限られるものとします。システム利用者の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失・損壊により生じた損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、国保中央会は賠償責任を負いません。また、システム操作者が、本システムの利用によって得られた情報を不正に第三者提供した場合や、その他本システムを不適切利用したことによって第三者に損害が生じたとしても、国保中央会は一切の賠償責任を負わないも

のとします。

第4章 責任分界

(情報伝達の責任分界)

第26条 本システムの利用における情報伝達に関する国保中央会の責任範囲は、本システム内での情報伝達プロセス（取得、処理、保管）に限ります。

2 本システム外での情報伝達プロセスに係る責任はシステム利用者が負うものとします（例えば、本システムから外部に送信される通知メールや他システムと API（Application Programming Interface）を経由する情報伝達については、当該情報の送信完了時点までを国保中央会の責任範囲とし、それ以降はシステム利用者の責任とします）。

(通信経路の責任分界)

第27条 本システムの利用における通信経路に関する国保中央会の責任範囲は、システム利用者の準備した電気通信回線と国保中央会の準備した電気通信回線との接続地点から本システムまでの範囲とし、当該責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理については、国保中央会が責任を負うものとします。

2 本システムの利用における通信経路に関するシステム利用者の責任範囲は、システム利用者の準備した電気通信回線と国保中央会の準備した電気通信回線との接続地点からシステム利用者の端末機器までの範囲とし、当該責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理については、システム利用者が責任を負うものとします。

(運用・保守の責任分界)

第28条 本システムの運用・保守は、国保中央会の責任とします。

2 第15条第1項で定める本システムを利用するために必要な機器の運用・保守は、システム利用者の責任とします。

附則

1 本規約は、令和8年6月1日から施行します。

改定履歴

版数	発行日	改定履歴
第1版	令和8年6月1日	初版発行

